

農業保険法に基づく

畑作物共済の概要

令和 8 年 7 月

経営局保険課・保険監理官

農林水産省

【略語とその定義一覧】

略語	定義
法	農業保険法（昭和22年法律第185号）
政令	農業保険法施行令（平成29年政令第263号）
規則	農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）
事業規程等	事業規程及び共済事業の実施に関する条例
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は全国連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
特定組合	一又は二以上の都道府県の区域をその区域とする農業共済組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
組合員等	農業共済組合又は全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
共済掛金区分	類区分、引受方式の別、補償割合の別
畑作物政府保険区分	特定組合等と政府との保険関係の区分であって、茶の災害収入共済方式及びその他の引受方式の別から成るもの
畑作物再保険区分	都道府県連合会と政府との再保険関係の区分であって、茶の災害収入共済方式及びその他の引受方式の別から成るもの
連合会認定区分	共済目的の種類別の別、引受方式の別及び補償割合の別の区分を共済金の支払時期により細分した区分として特定組合等以外の組合等が定める区分
政府保険認定区分	畑作物政府保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として特定組合等が定める区分
政府再保険認定区分	畑作物再保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分
青色申告書等	青色申告書及び受払帳簿その他の収穫量を明らかにするために組合等が提出を求めた関係書類
確定申告関係書類	規則第140条第6項第3号に規定する書類及び同号に規定する帳簿その他の収穫量を明らかにするために組合等が提出を求めた関係書類

目 次

畑作物共済制度の仕組み

1. 機構	1
2. 共済目的の種類	2
3. 加入資格者	2
4. 共済関係の成立	3
5. 類区分及び引受方式等	3
6. 共済責任期間	8
7. 共済事故	10
8. 補償の対象とする損害	10
9. 基準収穫（繭）量	10
10. 災害収入共済方式の基準生産金額	14
11. 災害収入共済方式の基準収穫量	14
12. 共済金額	15
13. 共済掛金	16
（参考）共済掛金標準率の全国平均	17
14. 共済掛金の国庫負担	20
15. 共済金の支払	20
16. 損害評価	24
17. 共済責任の分担	32
18. 共済掛金国庫負担金の処理	35
19. 農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除	36
（参考）危険段階別共済掛金率の設定・適用について	37
（参考）栽培（掃立）時期（主要県の例）	40

畑作物共済制度の仕組み

1. 機 構

農業共済制度は、同様の危険にさらされている多数の農業者が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産をもって被災農業者に共済金の支払いをするという農業者の相互扶助を基本とした制度である。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、農業共済事業は、地域的な危険分散を図るとともに、広範囲に激甚な災害が発生しても共済金の支払に支障を来さぬよう政府の再保険が措置されている。

(1) 3段階制

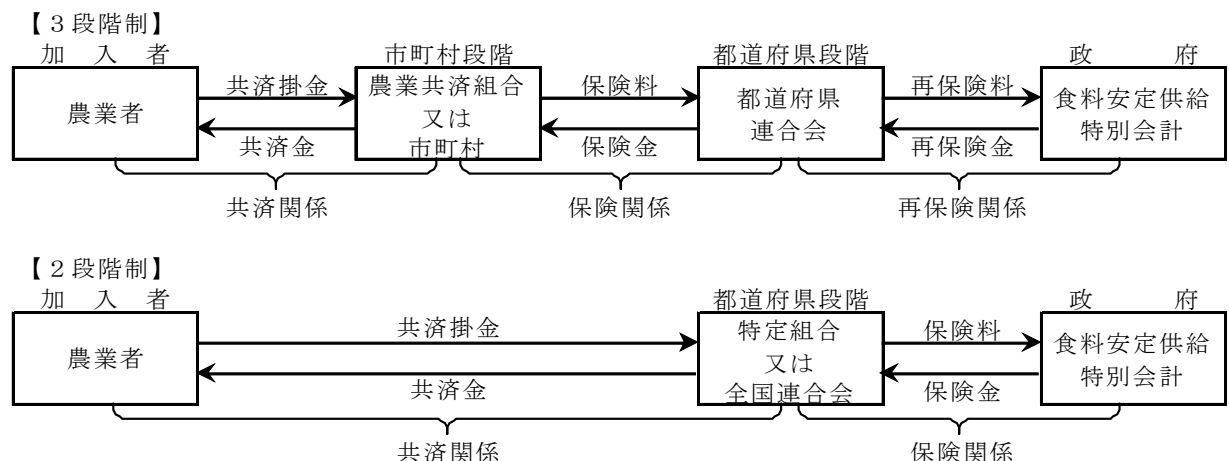
一又は二以上の市町村の区域をその区域とする農業共済組合又は共済事業を行う市町村が組合員等から共済責任を負うとともに、その共済責任の大部分を都道府県連合会の保険に付し、更に、都道府県連合会の負う保険責任の一部を政府の再保険に付している。

(2) 2段階制

特定組合が組合員から共済責任を負うとともに、その共済責任の一部を政府の保険に付している。

なお、農業経営収入保険の実施主体として設立した全国連合会は、次のような場合に農業共済事業の実施が可能であり、この場合、特定組合と同様に組合員から共済責任を負うとともに、その責任の一部を政府に保険することとなる。

- ① 特定組合又は都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合と合併したとき。
- ② 農業共済組合から農業共済事業を譲渡されたとき。
- ③ 農業共済組合若しくは共済事業を行う市町村が、その区域内において農業共済事業の実施を全国連合会に申出したとき。
- ④ 特定組合又は都道府県連合会が、農業共済組合又は共済事業を行う市町村が存しない地域において農業共済事業の実施を全国連合会に申出したとき。



(3) 事業の実施

畑作物共済事業は、必須事業である農作物共済及び家畜共済と異なり、組合等がその地域の農業の実態に合わせて任意に実施することとされている。

なお、特定組合等以外の組合等が畑作物共済事業を行うことができるのは、その属する都道府県連合会が畑作物共済の保険事業を行う場合に限られる。

2. 共済目的の種類（法98①、施行令9、規則44、45）

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶（一番茶）、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ及び蚕繭

※ 次の農作物を除く。

- ① いんげんのうち手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげん以外のものの品種（ビルマ等）
- ② てん菜のうち専ら製糖用に供するため栽培される品種以外の品種（食用、飼料用）
- ③ 特定園芸施設（雨よけ施設等を除く。）で栽培される農作物

（参考）畑作物共済の共済目的は、法定されている6作物（ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび）及び蚕繭のほかに、農作物共済の共済目的となっている農作物、果樹以外の農作物のうちから施行令で指定することができることとなっており、昭和56年度から茶（一番茶）及びホップが、昭和61年度から大福類、とら豆類及びべにばないんげん（いんげんの類区分）が、平成14年度からスイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃが、平成19年度からそば及びえだまめ（大豆の類区分）が追加された。

3. 加入資格者（法20①②④⑤、104①②、規則8、9、10、61、62）

畑作物共済の加入資格を有する者は、当該事業の実施区域内に住所を有し、かつ、畑作物共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者であって、当該農作物に係る類区分ごとの栽培面積が5アール～30アール（北海道は30アール～1ヘクタール）の範囲内で組合等が定款又は条例で定める面積又は当該蚕繭に係る類区分ごとの掃立量が0.25箱～2箱の範囲内で組合等が定款又は条例で定める箱数以上の農業者である。

※次の要件を満たす農業生産組織（農業共済資格団体）は、当該組織単位で組合等に参加することができる。

- ① 構成員の全てが組合等の区域内に住所を有すること
- ② 畑作物共済の対象品目の栽培又は養蚕の業務を行う農業者のみが構成員となっていること
- ③ 目的、共済掛金の分担、共済金の配分の方法、代表者等について、規約を定めていること

4. 共済関係の成立（法152、規則138）

畑作物共済の共済関係は、組合員等が、共済目的の種類ごと（組合等が、連続して作付けすることによりその生育に重大な支障を及ぼすおそれがある農作物について、区分を定めた場合は、当該区分ごと）及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、当該組合員等が栽培又は養蚕を行う畑作物共済の共済目的たる農作物又は蚕繭（次の(1)から(6)までに掲げる事由に該当する農作物又は蚕繭を除く。）の全てを畑作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立する。

- (1) 類区分ごとの栽培面積が5アールから30アール（北海道は30アールから1ヘクタール）の範囲内で事業規程等で定める面積に達しない農作物であること又は類区分ごとの蚕種の掃立量が0.25箱から2箱の範囲内で事業規程等で定める箱数に達しない蚕繭であること。
- (2) 共済事故の発生が相当の确实さをもって見通されること。
- (3) 当該農作物に係る基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る基準収穫量又は基準生産金額の適正な決定が困難であること。
- (4) 当該農作物又は蚕繭に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- (5) 当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること又は当該蚕繭につき通常の桑葉の肥培管理若しくは蚕児の飼育管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。
- (6) 当該農作物の作付けが組合等の定める作付基準に適合しないこと。

（参考）自動継続特約

畑作物共済の申込みの承諾の際、組合員等からの申出により翌年以降の年産の農作物又は蚕繭について申込期間が終了するまでに当該組合員等から畑作物共済の申込みをしない旨の意思表示がないときは、当該畑作物共済の申込みがあったものとする旨の特約を付することができる。

5. 類区分及び引受方式等（法153①、施行令9、規則140）

(1) 類区分並びに引受方式

ア 類区分

共済目的の種類とされている対象農作物等には、同一種類に属するものであっても、その品種、栽培方法等によって、収穫（繭）時期、単位当たり価格、被害発生態様等に差異があることから、これらの差異の大きいものについては、品種、栽培方法等に応じて、共済目的の種類に区分（類区分）を定めている。

ばれいしょ、大豆、いんげん、てん菜、茶、そば、スイートコーン及び蚕繭については、別表1のとおり類区分が設定されている。

イ 引受方式等

(ア) 引受方式の種類

畑作物共済における損害の補填方法（引受方式）には、以下のものがあり、どの方式に加入するかで、共済金額、共済掛金及び支払共済金が異なる。

引受方式	内 容
全相殺方式	組合員等ごとに、基準収穫（繭）量（※１）から実収穫（繭）量を差し引いて得た数量（減収量）が、基準収穫（繭）量の２割（又は３割、４割）（ばれいしょ、大豆及びてん菜は１割（又は２割、３割））を超えることとなったときに共済金を支払う方式
半相殺方式	組合員等ごとに、被害耕地の減収量の合計が、その組合員等の基準収穫量（耕地ごとの基準収穫量の合計）の３割（又は４割、５割）（大豆は２割（又は３割、４割））を超えることとなったときに共済金を支払う方式
地域インデックス方式	組合員等ごと及び統計単位地域（※２）ごとに、共済事故による損害が発生し、かつ、その年産の統計単収（※３）が基準統計単収（※４）を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の引受面積を乗じて得た数量が、基準統計単収に当該引受面積を乗じて得た数量の１割（又は２割、３割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
災害収入共済方式	組合員等ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額（※５）の８割（又は７割、６割）に達しないときに共済金を支払う方式

- ※１ 基準収穫（繭）量：平年収穫（繭）量のこと、組合等が組合員等又は耕地ごとに設定。
- ※２ 統計単位地域：統計単収が市町村別に公表される農作物にあっては市町村の区域、都道府県別に公表される農作物にあっては都道府県の区域
- ※３ 統計単収：作物統計調査規則第４条第３項の収穫量調査に基づく単位面積当たりの作物の種類別収穫量
- ※４ 基準統計単収：統計単位地域の過去一定年間における統計単収の平均値（５か年中中庸３か年平均）
- ※５ 基準生産金額：平年的な生産金額のこと、組合等が組合員等ごとに設定。

（イ）引受方式の選択方法

ばれいしょ、大豆、いんげん、てん菜、茶、そば、スイートコーン及び蚕繭の引受方式は、別表１の加入区分ごと及び類区分ごとに、選択できる引受方式の中から組合員等が選択する。

小豆、さとうきび、たまねぎ、かぼちゃ及びホップについては、別表２の中から組合員等が選択する。

ただし、全相殺方式を選択することができるのは全相殺方式資格者（※１）、災害収入共済方式を選択することができるのは災害収入共済方式資格者（※２）に限る。

※１ 全相殺方式資格者

類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去５年間に於いて加工若しくは販売の委託又は売渡しに係る農産物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおお

むね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者又は農作物に係る収穫量が青色申告書等及び確定申告関係書類により適正に確認できる者をいう。（以下、確定申告関係書類を用いて収穫量を確認する全相殺方式を「帳簿全相殺方式」という。）

※2 災害収入共済方式資格者

類区分ごとに、その者が栽培する茶に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去5年間に於いて加工若しくは販売の委託又は売渡しに係る農産物の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者又は農作物に係る収穫量及び価格が青色申告書等により適正に確認できる者をいう。

別表 1

共済目的 の種類	加入区分	類区分		選択できる引受方式
ばれいしょ	第1区分	1類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ	全相殺方式
		2類	春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ	全相殺方式
		3類	春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ	全相殺方式
		4類	春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ	全相殺方式
		5類	秋植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ	全相殺方式
		6類	秋植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ	全相殺方式
		7類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ	全相殺方式
		8類	秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ	全相殺方式
	第3区分	9類	春期に播種するばれいしょ	地域インデックス方式
		10類	秋期に播種するばれいしょ	地域インデックス方式
大豆	第1区分	1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		2類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		3類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		4類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆	全相殺方式及び半相殺方式

			5類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		第2区分	1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	帳簿全相殺方式
			8類	未成熟子実で収穫される大豆	帳簿全相殺方式
			9類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆の品種である大豆	帳簿全相殺方式
		第3区分	6類	乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆	地域インデックス方式
			7類	乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆	地域インデックス方式
			8類	未成熟子実で収穫される大豆	地域インデックス方式
	いんげん	第1区分	1類	手亡類の品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
			2類	金時類及びうずら類の品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
			3類	大福類及びとら豆類の品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
			4類	べにばないんげんの品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
		第2区分	5類		帳簿全相殺方式
		第3区分	5類		地域インデックス方式
てん菜		第1区分	1類		全相殺方式
		第3区分	2類	田で耕作するてん菜	地域インデックス方式
			3類	畑で耕作するてん菜	地域インデックス方式
茶		第1区分	1類	防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶	半相殺方式
			2類	防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種の茶	半相殺方式
			3類	防霜施設を用いず露地栽培する在来種の茶	半相殺方式
			4類	防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶	半相殺方式
			5類	被覆栽培する在来種の茶	半相殺方式
			6類	被覆栽培する在来種以外の品種の茶	半相殺方式
		第3区分	7類		地域インデックス方式
		第4区分	7類		災害収入共済方式
そば		第1区分	1類	夏そば	全相殺方式
			2類	秋そば	全相殺方式
		第3区分	3類	田で耕作するそば	地域インデックス方式
			4類	畑で耕作するそば	地域インデックス方式
スイートコーン		第1区分	1類	食品加工用であるスイートコーン	全相殺方式
			2類	食品加工用以外の用途であるスイートコーン	全相殺方式
		第3区分	3類		地域インデックス方式
蚕繭	春蚕繭	第1区分	1類		全相殺方式
		第1区分	2類	前期に係る春蚕繭	全相殺方式
			3類	後期に係る春蚕繭	全相殺方式

	初秋 蚕繭	第1区分	4類		全相殺方式
		第1区分	5類	夏蚕期に係る初秋蚕繭	全相殺方式
			6類	初秋蚕期に係る初秋蚕繭	全相殺方式
	晩秋 蚕繭	第1区分	7類		全相殺方式
		第1区分	8類	晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭	全相殺方式
			9類	晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭	全相殺方式

※1 加入区分

第1区分：地域インデックス方式及び災害収入共済方式を選択しない場合の加入区分
(第2区分に掲げる場合を除く。)

第2区分：帳簿全相殺方式を選択する場合の加入区分

第3区分：地域インデックス方式を選択する場合の加入区分

第4区分：災害収入共済方式を選択する場合の加入区分

※2 種子用であるばれいしょとは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター産の原原種を使用して原種ほにおいて栽培されるばれいしょ又は植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条の規定に基づく検査に合格した原種ほ産の原種を使用して採種ほにおいて栽培されるばれいしょをいう。

※3 防霜施設とは、茶の防霜を目的として茶を栽培する園地（以下「園地」という。）に設置された施設（例えば、防霜ファン施設、防霜ネット施設、防霜散水施設等）をいう。

※4 被覆栽培とは、園地に被覆施設を設置し、一番茶摘採前の所要時期に化学繊維、よしず、むしろ等を用いて茶樹を覆う栽培方法（例えば、玉露、てん茶等を栽培する方法）をいう。

別表2

共済目的の種類	引受方式
小豆	全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式
さとうきび、たまねぎ、かぼちゃ	全相殺方式及び地域インデックス方式
ホップ	全相殺方式

(2) 補償割合

補償割合は、類区分ごとに、引受方式に応じて補償割合の中から組合員等が選択する。

共済目的の種類	引受方式	補償割合
ばれいしょ	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
大豆	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
	半相殺方式	80%、70%、60%
小豆	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
	半相殺方式	70%、60%、50%
いんげん	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
	半相殺方式	70%、60%、50%
てん菜	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
さとうきび	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
茶	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	災害収入共済方式	80%、70%、60%
	半相殺方式	70%、60%、50%
そば	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
スイートコーン	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
たまねぎ	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
かぼちゃ	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
ホップ	全相殺方式	80%、70%、60%
蚕繭	全相殺方式	80%、70%、60%

6. 共済責任期間（法156、規則152）

共済目的の種類	共済責任期間
茶以外の農作物	発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間
茶	冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間
蚕繭	桑の発芽期（農林水産大臣が特定の地域における春蚕繭につき桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域については農林水産大臣の定めた日）から収穫をするに至るまでの期間

畑作物共済の共済責任期間（例）

農作物	月	7	～	12	～	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
ばれいしょ	春植え																				
	秋植え																				
大豆																					
小豆																					
いんげん																					
てん菜																					
さとうきび	夏植え																				
	株出し																				
	春植え																				
茶（一番茶）																					
そば	夏そば																				
	秋そば																				
スイートコーン																					
たまねぎ	春植え																				
かぼちゃ																					
ホップ																					
粟	春粟																				
	初秋粟																				
	晩秋粟																				

- ※1 一般的に「発芽期」とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得る播種期間に播種されたものが通常発芽する時期をいい、「移植期」とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得る移植期間をいう。
- ※2 さとうきびにおける「発芽期」とは、新植するものにあつては、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得る植付期間に植付けられたものが通常発芽する時期、株出しをするものにあつては、収穫適期に収穫された株から通常発芽する時期をいう。
- ※3 ホップにおける「発芽期」とは、新植するものにあつてはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る植付期間に植付けられたものが通常発芽する時期、新植するもの以外のものにあつてはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常発芽する時期をいう。
- ※4 茶の「冬芽の生長停止期」とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常冬芽の生長が停止する時期をいう。
- ※5 「収穫をする」とは、収穫の適期に刈り取り又は堀り取り、ほ場より搬出することである。ただし、ほ場乾燥中又はほ場堆積中の共済目的については、通常の乾燥期間又は堆積期間に限り、共済責任期間内にあるものとする。「茶の収穫をする」とは、収穫の適期に刈り取り又は摘み取り、園地より搬出することである。
- ※6 「収繭をする」とは、「繭をまぶしから取り外し、毛羽取り及び選繭すること」である。

7. 共済事故（法98①）

農作物	蚕 繭	
	蚕 児	桑 葉
(1) 風水害、干害、冷害、ひょう害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害 (2) 火災 (3) 病虫害 (4) 鳥獣害	(1) 風水害、地震又は噴火による災害 (2) 火災 (3) 病虫害 (4) 鳥獣害	(1) 風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害 (2) 火災 (3) 病虫害 (4) 獣害

8. 補償の対象とする損害（法155）

畑作物共済の補償の対象とする損害は、共済事故により生じた農作物又は蚕繭の減収（てん菜及びさとうきびにあつては、農作物の減収及び糖度の低下、茶の災害収入共済方式にあつては、茶の減収を伴う生産金額の減少）

9. 基準収穫(繭)量（法153①②、規則143、148②）

- (1) 基準収穫量及び基準収繭量とは、概念的にはその年の天候を平年並みとし、肥培・飼育管理なども普通一般並みに行われたとしたときに期待し得る収穫量及び収繭量のこと、平年の収穫量及び収繭量である。従つて、これは、「被害がないという前提での収穫量及び収繭量」とは異なり、平年的な減収量が見込まれたものである。

また、基準収穫量及び基準収繭量は、共済金額や共済掛金の額、又は共済金の額の算定基礎になるものである。

- (2) 基準収穫量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

ア 全相殺方式

$$\text{基準収穫量} = \text{基準単収} \times \text{栽培面積}$$

※(4)のアの資料が得られない場合の基準収穫量は、半相殺方式と同様に耕地別基準収穫量の合計とする。

イ 半相殺方式

$$\text{基準収穫量} = \text{耕地別基準収穫量の合計}$$

ウ 地域インデックス方式

$$\text{基準収穫量} = (\text{基準単収} \times \text{統計単位地域ごとの栽培面積}) \text{の合計}$$

- (3) 耕地別基準収穫量は、年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

耕地別基準収穫量 = 基準単収 × 栽培面積

※耕地別基準収穫量は、半相殺方式においては耕地ごとの減収量の算出、さとうきびの全相殺方式においては一筆全損特例の共済金の算定に用いる。

(4) 基準単収

ア 全相殺方式

年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、最近5年間の次に掲げる資料から算出した10アール当たり収穫量の平均値（最近5か年中中庸3か年平均又は最近3か年平均）

(ア) 出荷団体に出荷した数量及び自家用、贈答用等に使した数量（以下「出荷数量等」という。）

(イ) 青色申告書等

(ウ) 確定申告関係書類（大豆、小豆及びいんげんに限る。）

※1 全相殺方式において、基準単収を耕地ごとに一律に適用することが適当でないと認められる場合は、当該耕地の土地条件、肥培管理、過去の被害実態等を参酌して定める。

この場合、当該基準単収は、当該基準単収を当該耕地の栽培面積により、組合員等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、基準収穫量の算定の基礎となった基準単収に一致するように定めなければならない。

※2 全相殺方式において、災害が近年連続して発生したこと等により、前年産の基準単収と比較して著しく低下する等当該年産の基準単収とするには適当でないと認められる場合は、組合員等からの申出の状況を踏まえ、次のいずれかの数量を基準単収とする。

a 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る基準単収

b 基礎年次を増やして得られる10アール当たり基準収穫量の平均値（最近7か年中中庸5か年平均等）

c 半相殺方式と同様の方法で定めた基準単収

※3 最近5か年中中庸3か年の方法を選択した場合において、当該期間中に収穫量が欠ける年産がある組合員等については、最近3か年の方法で算出することを妨げない。

※4 年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとの10アール当たり収穫量が最近3か年以上得られない場合は、当該収穫量が欠ける年産について、次の方法により推定した数値を用いて基準単収を算出する。

a 組合員等が、畑作物共済に加入して損害通知を行っていた場合、当該組合員等の損害評価実績の収穫量を当該組合員等の引受面積で除して得られる数量

b 当該耕地が属する市町村、都道府県等の統計単収

c 当該耕地が属する集落、市町村等に属する組合員等の収穫量の合計を当該組合員等の栽培面積の合計で除して得られる数量

イ 半相殺方式

(ア) 大豆、小豆及びいんげん

年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、次に掲げる数量のいずれかを基礎とし、耕地の土地条件、品種、肥培管理、栽培方法、過去の被害実績、出荷数量等、青色申告書等又は確定申告関係書類等を参酌して定める。

- a 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る基準単収
- b 組合員等が組合等に申告した当該耕地の当該類区分に係る10アール当たり収穫量
- c 「畑作物収量等級」による耕地ごとの10アール当たり収穫量
- d 全相殺方式の※4の方法により推定した10アール当たり収穫量

(イ) 茶

年産ごと、園地ごと及び類区分ごとに、樹齢、品種、園地条件、肥培管理状況、収穫時期、収穫方法、せん枝後の経過年数等の状況を基礎として、当該園地における過去の被害実績等を勘案して、次式により算定する。

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{当該年産に係る} & & \text{「基準単収設定指} & & \text{過去の被害実績等} & \\ \text{基準単収} & = & \text{「標準収量表」の} & \times & \text{数表」の各指数の} & \times & \text{を勘案した基準単} \\ & & \text{単当収量} & & \text{相乗値} & & \text{収調整係数} \end{array}$$

※「標準収量表」及び「基準単収設定指数表」は、知事が、組合等、都道府県連合会及び茶関係団体等の協力を得て共済責任期間の始期までに作成する。

※標準収量表 = 10アール当たりの樹齢別標準収量表を記載した表

※基準単収設定指数表

= 標準収量表の樹齢別標準収量表を園地条件、肥培管理、収穫時期、収穫方法等により調整する指数を記載した指数表

なお、半相殺方式の基準単収設定に係る具体的な事務手続きの流れは以下のとおり。

順序	方法
<pre> graph TD A[農林水産省] --> B[都道府県] B --> C[農業共済組合等] C --> D1[耕地又は園地] C --> D2[耕地又は園地] C --> D3[耕地又は園地] C --> D4[耕地又は園地] C --> D5[耕地又は園地] </pre>	農林水産省経営局長は、毎年共済目的の種類ごとに農林水産統計の10 a 当たり平均収量等に基づき、都道府県別に、基準収量決定の基礎となる10 a 当たり収量を定め、通知する。 知事は、類区分ごとに農林水産統計の市町村別資料（農林水産統計資料が得られない場合は関係機関の資料）の最近5か年間の年産ごとの10 a 当たり収量の5か年中中庸3か年平均又は最近3か年平均の10 a 当たり収量及び前年産の栽培面積により、組合等別に10 a 当たり収量を定め、通知する。この場合、原則として、都道府県の平均は経営局長が通知した10 a 当たり収量に一致しなければならない。 なお、一の都道府県の区域をその区域とする特定組合に対しては、国が品種や栽培方法等による区分を定めていない共済目的の種類について、知事は、経営局長が通知した10アール当たりの収量の調整を不要と判断した場合、経営局長が通知した10アール当たりの収量と同じ値を定め、通知することができる。 組合等は、9の(4)のイのとおり基準単収を定める。 なお、この場合、原則として、組合等の平均は、知事が定めた10 a 当たり収量に100分の110（面積引受率が70%未満の場合は100分の250）を乗じて得た数量を超えない範囲内となるようにしなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県連合会（都道府県連合会は農林水産大臣）に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。また、基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

ウ 地域インデックス方式

年産ごと、類区分ごと及び統計単位地域ごとに、最近5年間の統計単収の平均値（5か年中中庸3か年平均）とする。

※過去5か年間の統計単収の全部又は一部に欠ける年産がある場合、欠ける年産の統計単収は、次の地域のものを用いる。

- a 大豆（乾燥子実）、てん菜、そば、ばれいしょ（北海道及び指定産地）及びたまねぎ（指定産地）

当該耕地が属する都道府県（大豆（乾燥子実）、てん菜及びそばにあつては田畑計の

もの)、全国(大豆(乾燥子実)、てん菜及びそばにあっては田畑計のもの)の順に区域を拡大して最初に統計単収が得られる地域

b 大豆(未成熟子実)、小豆、いんげん、スイートコーン、かぼちゃ、さとうきび、茶、ばれいしょ(北海道又は指定産地以外)及びたまねぎ(指定産地以外)

全国

(5) 基準収繭量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次に掲げる事項を参酌して定める。

ア 前年産に適用した組合員等ごとの基準収繭量

イ 組合員等の申告に係る蚕種の掃立量及び見込収繭量

ウ 組合等が調査した最近2～3か年における組合員等ごとの繭の出荷実績及びその年産における蚕種の取引の状況

エ 桑葉の生産事情等

10. 災害収入共済方式の基準生産金額(法153④、規則146)

(1) 基準生産金額とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平年的な生産金額である。

基準生産金額は、災害収入共済方式において、共済金額や共済掛金の額の算出基礎となり、また、共済金の額の算出基礎となるものである。

(2) 基準生産金額は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、出荷資料又は青色申告書等により、次式により算定した金額を基礎とし、これに茶樹の新改植、台切り等の状況を参酌して定める。

基準生産金額の基礎となる金額 = 平均10アール当たり生産金額 × 栽培面積

※平均10アール当たり生産金額 =
$$\frac{\text{総販売金額} - \text{出荷団体等が控除する必要経費}}{\text{栽培面積}}$$

※出荷団体等が控除する必要経費

出荷団体等が茶の生葉の加工販売をするに当たって通常要する経費(集出荷経費、荒茶加工経費等)をいう。

11. 災害収入共済方式の基準収穫量(法155②、規則150)

(1) 災害収入共済方式の基準収穫量は、共済事故による茶の減収の判定に用いる。

(2) 災害収入共済方式の基準収穫量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

基準収穫量 = 推定収穫量 × 引受価格指数

※推定収穫量

= (平均10アール当たり収穫量 × 栽培面積) を基礎として茶樹の新改植、台切り、せん

枝による樹勢の更新別回復状況等を参酌して定める。

※平均10アール当たり収穫量

＝最近5か年間の出荷資料等又は青色申告書等から算出した10アール当たり収穫量の平均値（最近5か年中中庸3か年平均又は最近3か年若しくは4か年平均）

※引受価格指数 =
$$\frac{\text{組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数}}{\text{出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数}}$$

※組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数

$$= \frac{\left[\begin{array}{c} \text{出荷団体等の基準年次の出荷日別} \\ \text{1キログラム当たり（生葉）点数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{組合員等の出荷日別} \\ \text{総出荷数量（生葉）} \end{array} \right] \text{の合計}}{\text{組合員等の基準年次の総出荷数量（生葉）}}$$

※出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数

$$= \frac{\left[\begin{array}{c} \text{出荷団体等の基準年次の出荷日別} \\ \text{1キログラム当たり（生葉）点数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{出荷団体等の出荷日別} \\ \text{総出荷数量（生葉）} \end{array} \right] \text{の合計}}{\text{出荷団体等の基準年次の総出荷数量（生葉）}}$$

※出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）点数

※基準年次＝最近2か年とする。

※総出荷数量（生葉）＝当該出荷団体等の出荷初日の出荷数量を除く。

12. 共済金額（法153①、規則141、142、144、145）

共済金額は、全相殺方式、半相殺方式及び災害収入共済方式にあつては、組合員等ごと及び類区分ごとに、地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

(1) 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式

共済金額＝基準収穫量×補償割合×単位当たり共済金額

※単位当たり共済金額は、毎年、類区分ごとに、農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから、組合員等が申し出た金額とする。

※てん菜及びさとうきびの単位当たり共済金額については、組合等が組合員等ごとに出荷資料の保有年数に応じた次の方法により基準糖度（組合員等ごとの平均的な糖度）を定め、その基準糖度に応じて農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから、組合員等が申し出た金額とする。

〔組合員等ごとの基準糖度の算出方法〕

出荷資料の保有年数	基準糖度の算出方法
7か年	7か年中中庸5か年平均
6か年	6か年中中庸4か年平均
5か年	5か年中中庸3か年平均
4か年以下	全年産平均（当該市町村の平均基準糖度を上限）

(2) 災害収入共済方式

基準生産金額の100分の30以上共済限度額以下の金額の範囲内で組合員等が申し出た金額

※共済限度額 = 基準生産金額 × 補償割合

※共済金額は、共済責任期間内に共済事故により被害が生じた場合に組合等が支払う共済金の最高限度額であって、この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われる。また、共済掛金もこの金額を用いて算定される。

13. 共済掛金（法116、154、規則73①②③⑥、147）

(1) 共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

(2) 共済掛金率

共済掛金率は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

※基準共済掛金率（共済掛金区分ごと及び危険段階ごと）は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が農林水産大臣が定める共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）に一致するように、組合等が定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、過去20年間の被害率を基礎とし、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、3年ごとに一般に改定する。

(3) 危険段階別共済掛金率の設定・適用

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、3年ごとに設定する。

組合員等に適用する危険段階は、組合員等ごとの共済金の受取状況に応じて、毎年判定する。（詳細はP 37を参照）

(4) 共済掛金の払込み

組合等との間に畑作物共済の共済関係の成立した者は、畑作物共済の共済責任期間の開始前で事業規程等で定める日までに共済掛金を組合等に支払わなければならない。

ただし、共済掛金（茶及びさとうきびに係るものを除く。）について、当該支払期限までに当該共済掛金の額を確定することが著しく困難である場合には、当該額を確定することができる時期を考慮して組合等が定めた期日まで、当該支払期限を延長することができる。

さとうきびに係る共済掛金の払込期限は、当該年産のさとうきびの収穫時期の終了する日の属する年の前年の5月31日とする。

(参考)

共済掛金標準率の全国平均

共済目的 の種類	引受方式	補償 割合	共済掛金 標準率
ばれいしょ	全相殺方式	9割	2.820 %
		8割	1.268
		7割	0.655
	地域インデックス方式	9割	1.174
		8割	0.434
		7割	0.224
大豆	全相殺方式	9割	6.752
		8割	4.383
		7割	2.845
	半相殺方式	8割	7.513
		7割	5.117
		6割	3.498
	地域インデックス方式	9割	4.095
		8割	2.092
		7割	1.027
小豆	全相殺方式	8割	3.236
		7割	2.154
		6割	1.391
	半相殺方式	7割	4.053
		6割	2.776
		5割	1.864
	地域インデックス方式	9割	4.723
		8割	2.804
		7割	1.591
いんげん	全相殺方式	8割	8.530
		7割	6.720
		6割	5.090
	半相殺方式	7割	9.130
		6割	7.370
		5割	5.910
	地域インデックス方式	9割	10.647
		8割	8.422
		7割	6.122

共済目的 の種類	引受方式	補償 割合	共済掛金 標準率
てん菜	全相殺方式	9割	3.770
		8割	2.150
		7割	1.190
	地域インデックス方式	9割	1.214
		8割	0.374
		7割	0.107
さとうきび	全相殺方式	8割	4.941
		7割	2.648
		6割	1.279
	地域インデックス方式	9割	2.974
		8割	1.115
		7割	0.271
茶	半相殺方式	7割	4.412
		6割	3.045
		5割	2.053
	地域インデックス方式	9割	0.564
		8割	0.050
		7割	0.028
	災害収入共済方式	8割	5.023
		7割	2.496
		6割	1.283
そば	全相殺方式	8割	10.008
		7割	6.891
		6割	4.519
	地域インデックス方式	9割	7.258
		8割	4.737
		7割	2.788
スイートコーン	全相殺方式	8割	5.978
		7割	3.812
		6割	2.379
	地域インデックス方式	9割	2.121
		8割	1.222
		7割	0.679

共済目的 の種類	引受方式	補償 割合	共済掛金 標準率
たまねぎ	全相殺方式	8割	3.820
		7割	2.060
		6割	1.010
	地域インデックス方式	9割	2.511
		8割	1.211
		7割	0.519
かぼちゃ	全相殺方式	8割	7.700
		7割	5.090
		6割	3.218
	地域インデックス方式	9割	2.355
		8割	1.045
		7割	0.387
ホップ	全相殺方式	8割	2.943
		7割	1.731
		6割	1.491
蚕繭	全相殺方式	8割	0.939
		7割	0.667
		6割	0.473

14. 共済掛金の国庫負担（法14）

- (1) 国庫は、類区分ごとに、組合員等が支払うべき共済掛金のうち、共済金額に基準共済掛金率及び共済掛金国庫負担割合を乗じて得た額に相当する金額を負担する。
- (2) 国庫負担割合は、農作物にあつては55%、蚕繭にあつては50%である。

15. 共済金の支払（法155、規則148、149、150、151）

組合等の支払う共済金は、次により算出する。ただし、ばれいしょ（1類及び5類）、大豆（1類）、てん菜及びそばについて、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金のうち、面積払の交付を受ける農業者にあつては、当年の収穫量に面積払に相当する収穫量を加味して共済金を算出する。

(1) 全相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × 単位当たり共済金額

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{(\text{基準収穫(繭)量} - \text{当年産の収穫(繭)量})}_{\text{減収量}} - \text{基準収穫(繭)量} \times \begin{matrix} 2 \text{割} \text{ (又は} \\ 3 \text{割、} 4 \text{割)} \end{matrix}$$

$\left[\begin{matrix} \text{ばれいしょ、大豆及びてん菜は} \\ 1 \text{割 (又は} 2 \text{割、} 3 \text{割)} \end{matrix} \right]$

※てん菜及びさとうきびについては、糖度を加味するため「当年産の収穫量」に次式により算定する換算係数を乗じる。

$$\text{換算係数} = \frac{\text{当該年産の糖度に対応する農林水産大臣が定める単位当たり共済金額の最高額}}{\text{基準糖度に対応する農林水産大臣が定める単位当たり共済金額の最高額}}$$

※発芽不能又は移植不能の耕地（発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかった、又は移植できなかった面積が当該耕地の100分の70以上であるものをいう。）は、その耕地の耕地別基準収穫量の100分の45（又は100分の40、100分の35、100分の30）に相当する収穫量があったものとして算定する。

(2) 半相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × 単位当たり共済金額

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{\begin{matrix} \text{被害耕地の} & \text{被害耕地} \\ \text{耕地別基準} & \text{の当年産} \\ \text{収穫量} & \text{の合計} \end{matrix} - \text{基準収穫量}}_{\text{減収量}} \times \begin{matrix} 3 \text{割} \text{ (又は} \\ 4 \text{割、} 5 \text{割)} \end{matrix}$$

$\left[\text{大豆は} 2 \text{割 (又は} 3 \text{割、} 4 \text{割)} \right]$

※発芽不能又は移植不能の耕地は、その耕地の耕地別基準収穫量の100分の40（又は100分の35、100分の30、100分の25）に相当する収穫量があったものとして算定する。

(3) 地域インデックス方式

類区分ごと、組員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × 単位当たり共済金額

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{\left(\text{基準単収} - \frac{\text{当年産の統計単収}}{\text{統計単収}} \right)}_{\text{減収量}} \times \text{引受面積} - \text{基準収穫量} \times \begin{matrix} 1 \text{ 割 (又は} \\ 2 \text{ 割、3 割)} \end{matrix}$$

※当該年産の統計単収が公表されない場合の取扱いは、基準収穫量の設定の方法と同じ。

(4) 災害収入共済方式

類区分ごと及び組員等ごとに、価格を加味した収穫量が基準収穫量を下回るときに、次式により算定する。

支払共済金 = 「共済限度額（基準生産金額 × 8 割（又は 7 割、6 割））
－ 当年産の生産金額」 × 共済金額 / 共済限度額

※価格を加味した収穫量 = 生葉出荷数量 × 価格指数

$$\text{※価格指数} = \frac{\text{評価年の組員等の 1 キログラム当たり (生葉) 平均評点数}}{\text{出荷団体等の 1 キログラム当たり (生葉) 平均評点数}}$$

※評価年の組員等の 1 キログラム当たり (生葉) 平均評点数

$$= \frac{\left[\begin{matrix} \text{出荷団体等の基準年次の出荷日別} & \times & \text{評価年の組員等の出荷日別} \\ \text{1 キログラム当たり (生葉) 点数} & & \text{総出荷数量 (生葉)} \end{matrix} \right] \text{の合計}}{\text{評価年の組員等の総出荷数量 (生葉)}}$$

※「出荷団体等の 1 キログラム当たり (生葉) 平均評点数」及び「出荷団体等の基準年次の出荷日別 1 キログラム当たり (生葉) 点数」は、引受価格指数の設定に用いたもの。

※総出荷数量 (生葉) = 当該出荷団体等の出荷初日の出荷数量を除く。

(5) さとうきび一筆全損被害

さとうきびの全相殺方式において、一筆全損被害がある場合は、組員等ごとに算出した金額と、次の算式によって算出される金額とを比較して、いずれか多い方を共済金として支払う。

共済金 = 共済減収量 × 単位当たり共済金額

※共済減収量 = 全損耕地減収量の合計

－ 全損耕地の耕地別基準収穫量の合計 × 全損耕地支払開始割合 *

※全損耕地減収量 = 全損耕地の耕地別基準収穫量

(発芽不能又は移植不能の耕地の場合：全損耕地の耕地別基準収穫量 × A *)

＊全損耕地支払開始割合等一覧

支払開始損害割合	全損耕地支払開始割合	A
2割	30%	65%
3割	40%	70%
4割	50%	75%

(参考) さとうきびについては、さとうきび特有の黒穂病の発生による焼却、潮風害等により局部的に一筆全損耕地の発生が認められること、畑作物共済の他の対象作物と異なり、ほ場整備が遅れているため一農家平均の栽培筆数が多く、しかもほ場が分散していることから一筆全損耕地があっても農家単位方式によると共済金の支払対象とならない場合があること等の事情から、当分の間、共済事故により収穫皆無となった耕地が発生したときは、特例として、共済金の支払対象とする。

(6) さとうきび特定被害耕地

さとうきびの全相殺方式において、植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合、その他共済事故により収穫の見込みがない場合において、当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けた耕地（以下「さとうきび特定被害耕地」という。）については、その植え付けたことによる栽培の経費増加を損失とみて、(1)により算定される共済減収量に、次式により算定される共済減収量を加えて共済金を支払う。

ただし、春植えのさとうきびを植え付けた面積が、当該耕地の100分の50以上又は30アール以上の場合に限る。

$$\text{共済減収量} = \text{さとうきび特定被害耕地の耕地別基準収穫量} \times \frac{\text{特定被害耕地に係る春植えさとうきびの面積}}{\text{さとうきび特定被害耕地の面積}} \times 25\% \times A *$$

＊Aは以下のとおり。

支払開始損害割合	A
2割	1
3割	7 / 8
4割	6 / 8

(参考) さとうきびには、夏植え、株出し及び春植えの栽培型があり、それぞれさとうきびの共済責任期間が異なることから、夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかった場合その他共済事故により収穫の見込みがない場合には、他に適当な代替作物がないこと等から当該さとうきびを植え付けた耕地について改めて耕うん、施肥等を行い、同一年産の春植えのさとうきびを植え付ける実態にあるので、当該植え付けに要した経費増加を損失とみて、共済金の支払対象とする。

(7) てん菜風害等耕地

てん菜の全相殺方式において、播種又は移植したてん菜が風害、凍霜害及び獣害により発芽若しくは活着しなかった場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獣害により滅失した場合、再び播種又は移植した耕地（以下「てん菜風害等耕地」という。）については、その再播種又は再移植したことによる栽培の経費増加を損失とみて、(1)により算定される共済減収量に、次式により算定される共済減収量を加えて共済金を支払う。

ただし、再播種又は再移植した面積が、当該耕地の100分の50以上又は50アール以上の場合に限る。

共済減収量 ＝ てん菜風害等耕地の耕地別基準収穫量

$$\times \frac{\text{再播種又は再移植を行った面積}}{\text{てん菜風害等耕地の面積}} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{再播種耕地の場合 10\%} \\ \text{再移植耕地の場合 20\%} \end{array} \right\} \times A *$$

* Aは以下のとおり。

支払開始損害割合	A
1 割	1
2 割	8 / 9
3 割	7 / 9

(参考) てん菜については、てん菜を栽培する気象風土の関係から、風害、凍霜害及び獣害によって、再播種又は再移植を余儀なくされる地域特有の災害があり（北海道斜網地域）、当該地域の農業は、他に適当な代替作物がない状況にあることから、てん菜の播種又は移植の期間内であれば再播種又は再移植を繰り返す実態にあるので、再播種又は再移植による栽培の経費増加を損失とみて、共済金の支払対象とする。

16. 損害評価（法130二三、131①、172、規則82、174）

(1) 組合等への損害通知

ア 事故発生通知

組合員等は、共済目的に共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。

イ 損害通知

組合員等は、次のとおり共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、収穫（繭）期において、組合等の指定する時期までに被害を受けた耕地の全て（蚕繭にあっては類区分の全て）につき、災害の種類、発生年月日及び発生場所その他災害の状況等（半相殺方式にあっては被害耕地の見込み収穫量を含む。蚕繭にあっては被害の状況、収穫予定月日及び出荷先等）を組合等に通知しなければならない。

(ア) 全相殺方式

組合員等ごと及び類区分ごとにみて基準収穫（繭）量の2割（又は3割、4割（ばれいしょ、大豆及びてん菜にあっては1割（又は2割、3割）））を超える被害（さとうきびにあっては一筆全損被害を含む。）があったと認めるとき。

(イ) 半相殺方式

組合員等ごと及び類区分ごとにみて基準収穫量の3割（又は4割、5割（大豆にあっては2割（又は3割、4割）））を超える被害があったと認めるとき。

(ウ) 地域インデックス方式

組合員等ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごとにみて共済事故による農作物の減収があったと認めるとき。

(エ) 災害収入共済方式

組合員等ごと及び類区分ごとにみて共済事故による茶の減収があったと認めるとき。

(2) 組合等における損害の額の認定

ア 収穫量等の調査

(ア) 農作物

a 全相殺方式

(a) 共済事故確認調査

組合等は、収穫期において、損害通知のあった組合員等の被害耕地の全て及び無被害耕地の一部について、共済事故の発生状況を確認するとともに、分割減収量が認められた場合には分割評価を行う。

共済事故確認調査を行っていない無被害耕地の分割割合は、共済事故確認調査を行った無被害耕地の平均分割割合を一律に適用する。

(b) 組合員等ごとの収穫量の調査

組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次の調査を行う。

① 出荷数量等調査

組合等は、収穫期において、出荷団体等が記録・保管している出荷資料等から収

穫量の調査を行う。

② 青色申告書等調査

組合等は、組合員等から次の書類を提出させ、収穫量を把握する。

i 個人の場合：次のいずれかの書類

一 農産物受払帳の写し、類区分別の内訳が分かる資料

二 所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び収入金額の内訳の写し、所得税の確定申告書（第一表）の写し、販売金額等の品目別の内訳が分かる資料

ii 法人の場合

損益計算書、法人税確定申告書（別表一（一）、別表四）の写し、販売金額等の品目別の内訳が分かる資料

③ 確定申告関係書類調査

組合等は、組合員等から次の書類を提出させ、収穫量を把握する。

i 個人の場合

収支内訳書（農業所得用）、農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿の写し、販売金額等の品目別の内訳が分かる資料

ii 法人の場合

損益計算書、法人税確定申告書（別表一（一）、別表四）の写し、棚卸表、農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿の写し、販売金額等の品目別の内訳が分かる資料

④ 現地における収穫量把握調査

組合等は、損害通知のあった耕地について、収穫期において次の調査を行う。

i 全筆調査

耕地一筆ごとに検見又は実測により調査を行う。

ii 抜取調査

半相殺方式に準じて行う。

⑤ さとうきびに係る一筆全損被害確認調査

組合等は、一筆全損被害に係る損害通知のあった耕地の全てについて、原則として目視の方法により全損耕地に該当するか否かにつき確認を行う。

⑥ さとうきび特定被害耕地及びてん菜風害等耕地の取扱い

組合等は、さとうきび特定被害耕地及びてん菜風害等耕地について、その損害発生都度の都度、当該耕地の全てにつき調査を行う。

⑦ 収穫量検証調査

組合等は、必要があると認めるときは、青色申告書等調査又は確定申告関係書類調査に基づく収穫量を検証するため、収穫期において調査を行う。

〔調査対象者〕

- i 青色申告書等又は確定申告関係書類に基づき、当該組合員等の収穫量を調査することとなって以降、初めて損害通知を行った者
- ii 同一市町村内の他の組合員等からの損害通知が僅少な場合に損害通知を行った者

b 半相殺方式

(a) 農家申告抜取調査

組合等は、組合員等から損害通知を受けたときは、被害耕地の見込収穫量を申告させる。

組合等は、収穫期において、損害通知のあった組合員等ごとに被害耕地（収穫皆無耕地、発芽不能又は移植不能の耕地及び転作等耕地を除く。）の一部を任意に抽出（調査筆数は下表のとおり）して、収穫量を検見又は実測の方法により調査を行う。

〔被害耕地の調査筆数〕

被害筆数	抜取筆数	被害筆数	抜取筆数	被害筆数	抜取筆数
1～3	全筆	22～24	8	40～42	14
4～9	3	25～27	9	43～45	15
10～12	4	28～30	10	46～48	16
13～15	5	31～33	11	49～51	17
16～18	6	34～36	12	52以上	18
19～21	7	37～39	13		

なお、調査を行わなかった耕地は、組合員等から申告させた収穫量を次の方法で修正して、当該耕地の収穫量とする。

調査を行わなかった耕地の収穫量 = 組合員等の申告収穫量 × 修正率

$$\text{※修正率} = \frac{\text{調査を行った耕地の収穫量の合計}}{\text{調査を行った耕地の組合員等の申告収穫量の合計}}$$

また、組合等は、農家申告抜取調査を行った耕地につき分割評価を行い、農家申告抜取調査を行っていない耕地の分割割合は、当該調査を行った耕地の平均分割割合を一律に適用するとともに、収穫皆無耕地、発芽不能又は移植不能の耕地及び転作等耕地は、全て調査を行う。

(b) 抜取調査

損害評価地区を設定して抜取調査を行った場合は、1 損害評価地区当たり10筆以上を任意に抽出して検見又は実測の方法により調査を行う。

c 地域インデックス方式

〔共済事故確認調査〕

組合等は、収穫期において、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、損害通知のあった組合員等の被害耕地のうち1筆について、共済事故による損害の発生状況を確認する。

また、分割減収量が認められた場合には、分割評価を行い、分割割合を勘案して共済事故による損害が発生しているか否かを判定する。

d 災害収入共済方式

(a) 共済事故確認調査

全相殺方式に準じて行う。

(b) 組合員等ごとの収穫量の調査

組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次の調査を行う。

① 出荷数量等調査

組合等は、出荷団体等が記録、保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は出荷団体等から必要な資料の提示を受けて、被害組合員等ごとに出荷数量及び価格又は生産金額の調査を行う。

② 青色申告書等調査

全相殺方式に準じて行う。

③ 収穫量検証調査

全相殺方式に準じて行う。

(イ) 蚕繭

a 桑葉被害に係る調査

組合等は、桑葉につき共済事故が発生し、これによって2割（又は3割、4割）を超える被害があったと認められる組合員等の管理する桑園全部及び当該組合員等に係る実掃立箱数又は飼育継続箱数につき類区分ごとに調査を行う。

また、桑葉被害に係る調査に当たって共済事故以外の原因による減収があると認められる場合には、必ず分割評価を行うものとする。

b 蚕児被害に係る調査

組合等は、2割（又は3割、4割）を超える被害があったと認められる組合員等について、類区分ごとに、災害の種類、り病割合、棄蚕割合等を調査する。

また、蚕児被害に係る調査に当たって共済事故以外の原因による減収があると認められる場合には、必ず分割評価を行うものとする。

c 収繭期における調査

〔出荷数量等調査〕

組合等は、出荷団体等の協力を得て、出荷団体等において記録・保管されている出荷資料等から出荷数量その他必要な事項の調査を行う。

イ 当初評価高

(ア) 当初評価高の当初認定

組合等は、損害評価会の意見を聴いて、全相殺方式及び半相殺方式にあつては組合員等ごとの共済減収量、地域インデックス方式にあつては組合員等ごと及び統計単位地域ごとの共済減収量、災害収入共済方式にあつては組合員等ごとの生産金額の減少額、一筆方式にあつては耕地ごとの共済減収量を算定し、当該共済減収量又は生産金額の減少額に基づき、共済金支払見込額である損害の額（以下、特定組合等以外の組合等にあつては「組合等当初評価高」、特定組合等にあつては「特定組合等当初評価高」という。）を認定する。

(イ) 都道府県連合会への報告

特定組合等以外の組合等は、(ア)で認定した損害の額を連合会認定区分ごとに合計し、都道府県連合会に報告する。

ウ 特定組合等における認定申請等

特定組合等は、政府保険認定区分ごとに、共済金の総額が当該区分に係る通常責任共済金額を超える区分（「異常災害政府保険認定区分」という。）については、農林水産大臣に対し、損害の額の認定を申請する。また、異常災害政府保険認定区分以外の政府保険認定区分については、損害の額を農林水産大臣に報告する。

なお、特定組合等は、畑作物政府保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該畑作物政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、当該畑作物政府保険区分に属する異常災害政府保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請に代え、農林水産大臣への報告とすることができる。

(3) 都道府県連合会における損害の額の認定

ア 抜取調査

都道府県連合会は、半相殺方式について、会員である組合等の調査結果を検定するため、実測の方法により、組合等が調査した筆のうちから組合等ごとに一定数を任意に抽出し、抜取調査を行う。

イ 当初評価高

(ア) 当初評価高の当初認定

都道府県連合会は、損害評価会の意見を聴いて、連合会認定区分ごと及び組合等ごとの損害の額（「連合会当初評価高」という。）を認定する。

(イ) 当初評価高の認定申請等

都道府県連合会は、政府再保険認定区分ごとに、当該区分ごとの保険金支払見込額の合計が当該区分別の通常責任保険金額を超えると認める政府再保険認定区分（「異常災害政府再保険認定区分」という。）については、農林水産大臣に対し、損害の額の認定を申請する。また、異常災害政府再保険認定区分以外の政府再保険認定区分については、損害の額について、農林水産大臣に報告する。

なお、畑作物再保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該畑作物再保険区分に係る再保険金が支払われないことが見込まれるときは、当該畑作物再保険区分に属する異常災害政府再保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請に代え、農林水産大

臣への報告とすることができる。

(4) 農林水産大臣の損害の認定

農林水産大臣は、連合会当初評価高（特定組合等にあつては特定組合等当初評価高）を審査し、都道府県連合会ごと及び政府再保険認定区分ごと（特定組合等にあつては特定組合等ごと及び政府保険認定区分ごと）に認定する。

(5) 損害評価高の決定

ア 3段階制の場合

(ア) 都道府県連合会

都道府県連合会は、連合会当初評価高のとおり農林水産大臣から認定を得た場合には、連合会認定区分ごと及び会員である組合等ごとに損害の額を認定し、その旨を損害評価会に報告するとともに、組合等に通知する。

なお、農林水産大臣の認定を受けられなかったときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

(イ) 組合等

組合等は、組合等当初評価高のとおり都道府県連合会からの認定通知があったときは、そのまま損害の額を認定する。

都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量又は生産金額の減少額と比較し、組合等当初評価高を修正する必要がある場合は、都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量又は生産金額の減少額を超えないよう、都道府県連合会から提示された単当修正量を農家申告抜取調査対象筆又は全筆調査筆（収穫皆無耕地、発芽不能耕地、転作等耕地及び転作等園地を除く。）ごとに一律に適用して組合等当初評価高における共済減収量又は生産金額の減少額を修正し、損害の額を認定する。

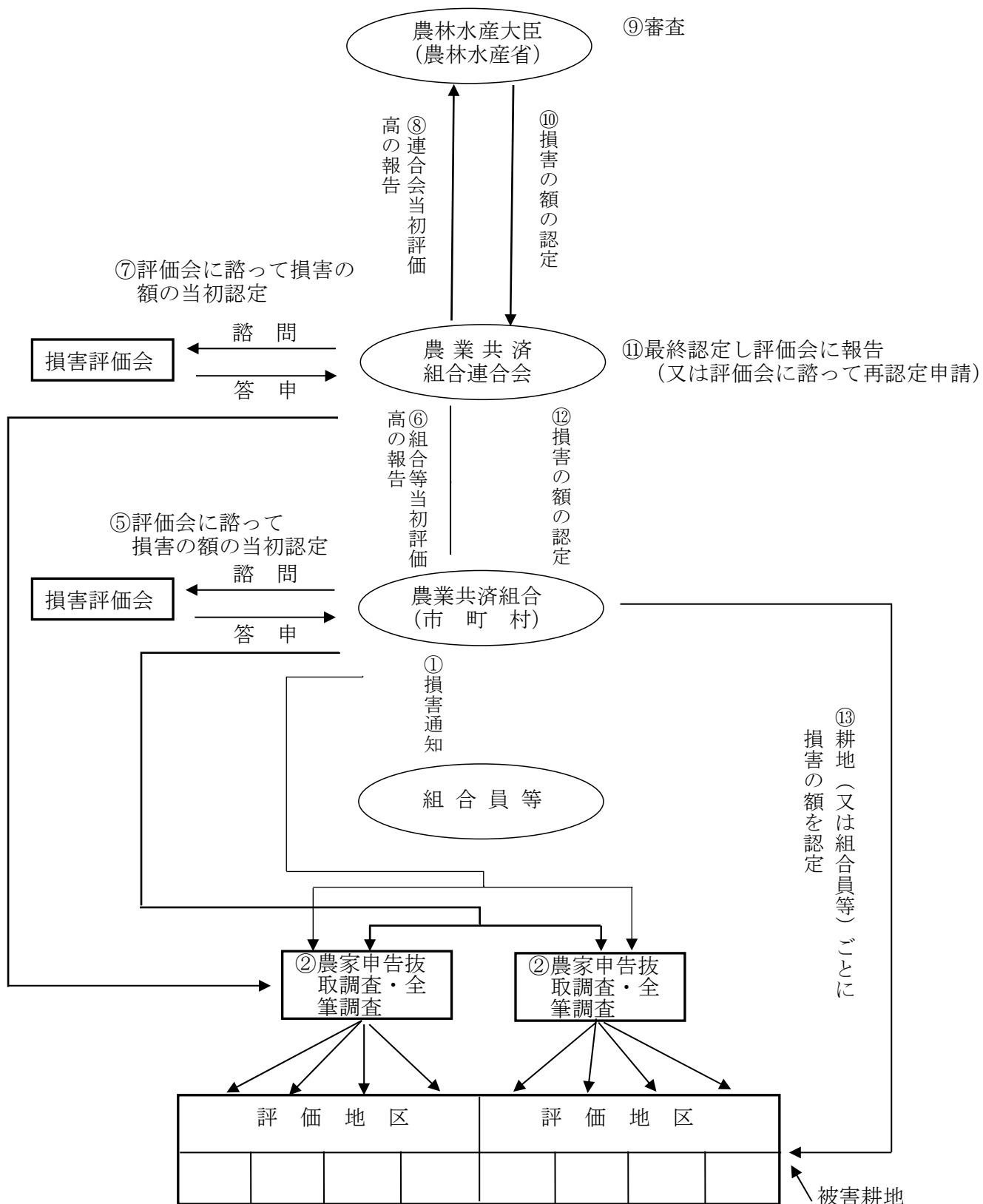
イ 2段階制の場合

特定組合等は、組合等当初評価高のとおり農林水産大臣からの認定を得た場合には、政府保険認定区分ごとにその損害の額を認定する。

なお、農林水産大臣の認定を受けられなかったときは、損害評価会の意見を聴いて、政府保険認定区分ごとの共済減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

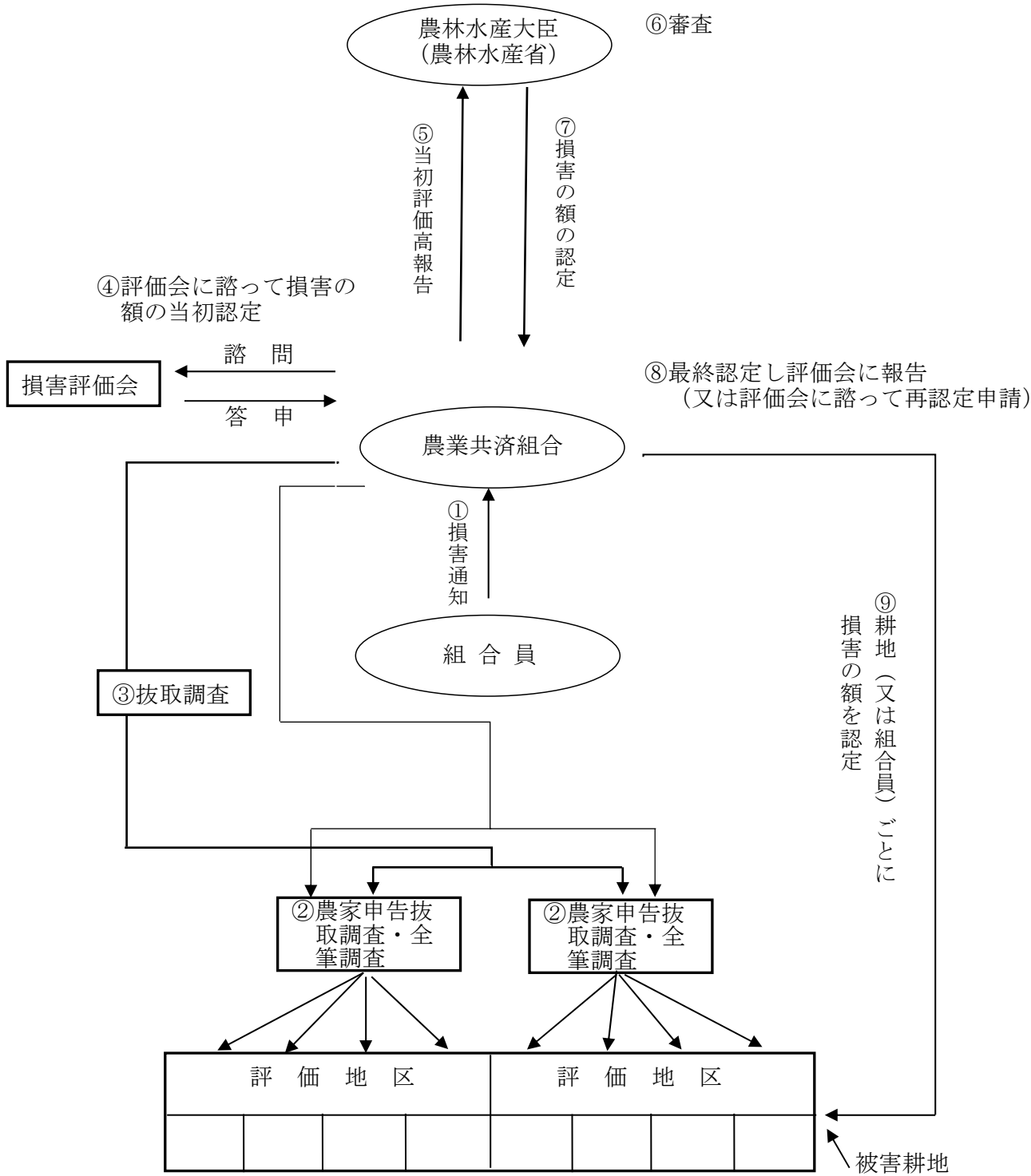
損害の現地調査及び認定の手順（３段階制）（半相殺方式の例）

①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩→⑪→⑫→⑬



損害の現地調査及び認定の手順（２段階制）（半相殺方式の例）

①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨



17. 共済責任の分担（法165、166、192、193、201、202、施行令21②、25、30④、34、36④、40、規則169、205、214、215、229、235、236、237）

(1) 保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等の間に共済関係が成立したときは、3段階制の場合にあつては、都道府県連合会と組合等との間に保険関係が、政府と都道府県連合会との間に再保険関係が、2段階制の場合にあつては、政府と特定組合等との間に保険関係が成立する。

この保険関係及び再保険関係の単位は、次のとおり。

ア 3段階制の場合

(ア) 都道府県連合会と組合等との保険関係

共済関係ごと

(イ) 都道府県連合会と政府との再保険関係

畑作物再保険区分ごと

イ 2段階制の場合（特定組合等と政府との保険関係）

畑作物政府保険区分ごと

(2) 責任分担

ア 3段階制における畑作物共済の責任分担

(ア) 組合等と都道府県連合会の保険関係

元受けである組合等は、共済関係ごとに、次の金額を都道府県連合会の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保険金額} = \text{共済金額} \times 90\% \text{（又は80\%）}$$

(イ) 保険料

保険料は、共済関係ごとに、次の金額とする。

$$\text{保険料} = \text{共済掛金} \times 90\% \text{（又は80\%）}$$

(ウ) 保険金の支払

都道府県連合会の支払う保険金は、次により算出する。

$$\text{保険金} = \text{共済金} \times 90\% \text{（又は80\%）}$$

(エ) 都道府県連合会と政府の再保険関係

都道府県連合会は、畑作物再保険区分ごとに、次の金額を政府の再保険に付す。

$$\text{再保険金額} = (\text{総保険金額} - \text{畑作物通常責任保険金額}) \times 95\%$$

※畑作物通常責任保険金額（畑作物再保険区分ごと）

$$= \text{総保険金額（共済掛金区分、危険段階ごと）} \times \text{危険段階別畑作物通常標準被害率}$$

※危険段階別畑作物通常標準被害率（危険段階ごと）

= 畑作物通常標準被害率（共済掛金区分ごと）
 × 基準共済掛金率（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）
 ※畑作物通常標準被害率（共済掛金区分ごと）
 = 畑作物各年被害率の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める。

(㌠) 再保険料

再保険料は、畑作物再保険区分ごとに、次の金額とする。

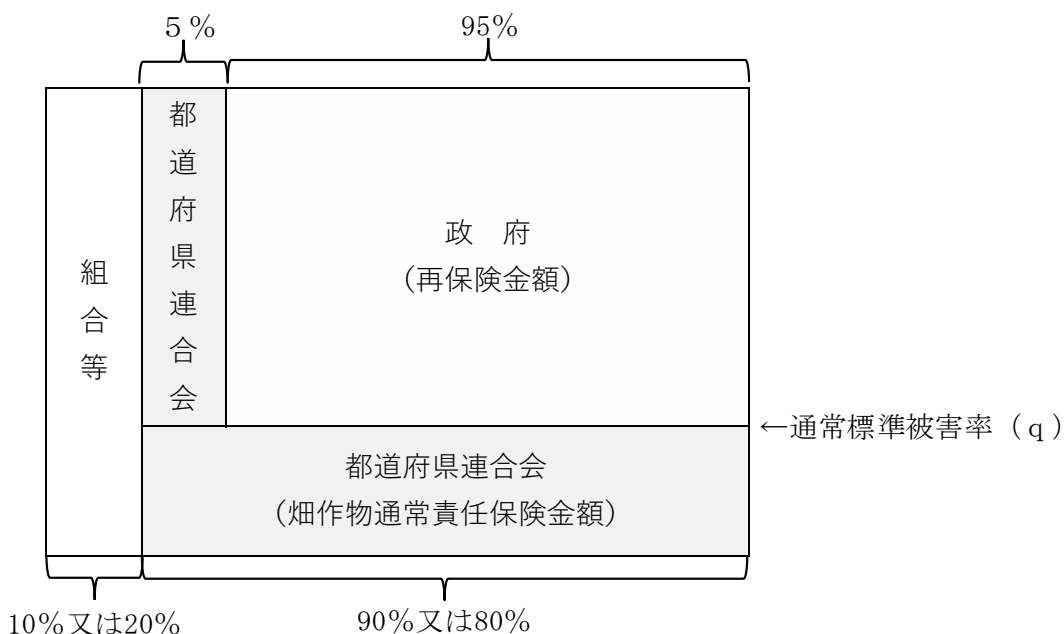
再保険料 = 総保険金額（共済掛金区分、危険段階ごと）
 × 危険段階別畑作物再保険料基礎率 × 95%
 ※危険段階別畑作物再保険料基礎率（危険段階ごと）
 = 再保険料基礎率（共済掛金区分ごと）
 × 基準共済掛金率（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）
 ※再保険料基礎率（共済掛金区分ごと）
 = 畑作物異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

(㌡) 再保険金の支払

政府が支払う再保険金は、畑作物再保険区分ごと及び都道府県連合会ごとに、次により算出する。

再保険金 = （総保険金 - 畑作物通常責任保険金額） × 95%

責任分担図（3段階制）



イ 2段階制における畑作物共済の責任分担

(ア) 特定組合等と政府の保険関係

特定組合等は、畑作物政府保険区分ごとに、次の金額を政府の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保険金額} = (\text{総共済金額} - \text{畑作物通常責任共済金額}) \times 85.5\%$$

※畑作物通常責任共済金額

$$= \text{総共済金額（共済掛金区分、危険段階ごと）} \times \text{危険段階別畑作物通常標準被害率}$$

(イ) 保険料

保険料は、畑作物政府保険区分ごと及び特定組合等ごとに、次の金額とする。

$$\text{保険料} = \text{総共済金額（共済掛金区分、危険段階ごと）}$$

$$\times \text{危険段階別畑作物保険料基礎率} \times 85.5\%$$

※危険段階別畑作物保険料基礎率（危険段階ごと）

$$= \text{保険料基礎率（共済掛金区分ごと）}$$

$$\times \text{基準共済掛金率（危険段階ごと）} / \text{共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）}$$

※保険料基礎率（共済掛金区分ごと）

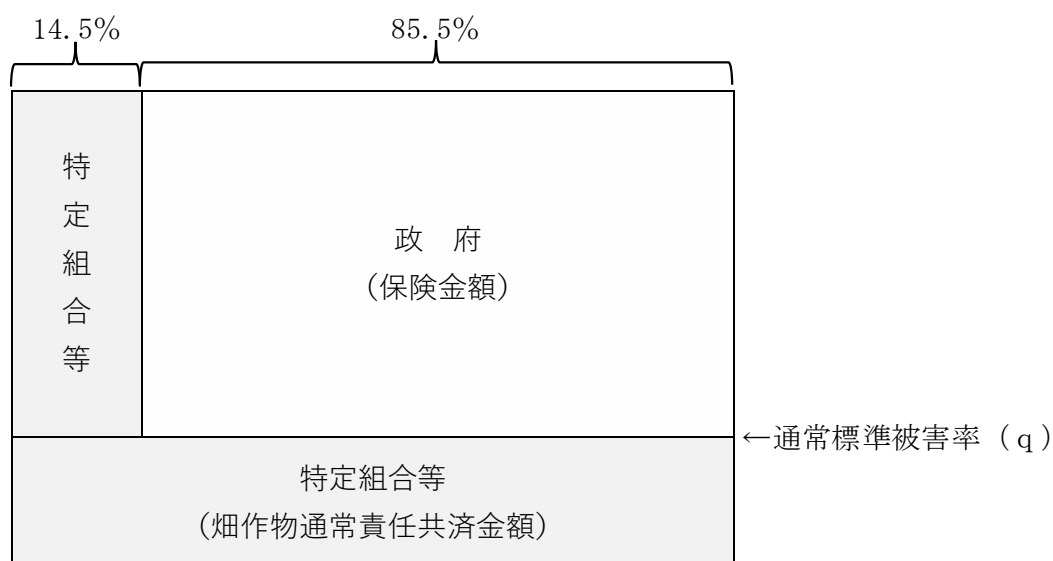
$$= \text{畑作物異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。}$$

(ウ) 保険金の支払

政府が支払う保険金は、畑作物政府保険区分ごと及び特定組合等ごとに、次により算出する。

$$\text{保険金} = (\text{総共済金} - \text{畑作物通常責任共済金額}) \times 85.5\%$$

責任分担図（2段階制）



18. 共済掛金国庫負担金の処理（法11、施行令2、規則2、3、4）

共済掛金国庫負担金は都道府県連合会及び組合等に交付するが、その交付は、組合等ごと及び負担金交付区分（共済責任期間の開始の時期を勘案して農林水産大臣が定める共済関係の区分をいい、畑作物共済にあつては次表のとおり。）ごとに合計し、その合計額（以下「組合等別国庫負担金」という。）を基礎として、次のように行われる。

表 畑作物共済の負担金交付区分

負担金交付区分	共 済 関 係
第1交付区分	ばれいしょ（秋植えのものに限る。）、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る共済関係
第2交付区分	ばれいしょ（春植えのものに限る。）及びホップに係る共済関係
第3交付区分	さとうきびに係る共済関係
第4交付区分	茶に係る共済関係
第5交付区分	たまねぎに係る共済関係

ア 組合等交付金

組合等ごと及び負担金交付区分ごとに組合等別国庫負担金と組合等別保険料（組合等ごと及び負担金交付区分ごとの保険料をいう。以下同じ。）とを比較し、組合等別国庫負担金が組合等別保険料より大きい場合は、その差の部分の金額に当該組合等の農家負担共済掛金の徴収割合を乗じて得た金額を交付する。

イ 都道府県連合会交付金（3段階制の場合）

会員たる組合等ごと及び負担金交付区分ごとに組合等別国庫負担金と組合等別再保険料（組合等ごと及び負担金交付区分ごとの再保険料をいう。以下同じ。）とを比較し、組合等別国庫負担金が組合等別再保険料より大きい組合等のその差額の部分（組合等別国庫負担金＞組合等別保険料のときは、組合等別保険料と組合等別再保険料の差額に相当する金額に限る。）に当該組合等の農家負担共済掛金の徴収割合を乗じて得た金額の合計金額を交付する。

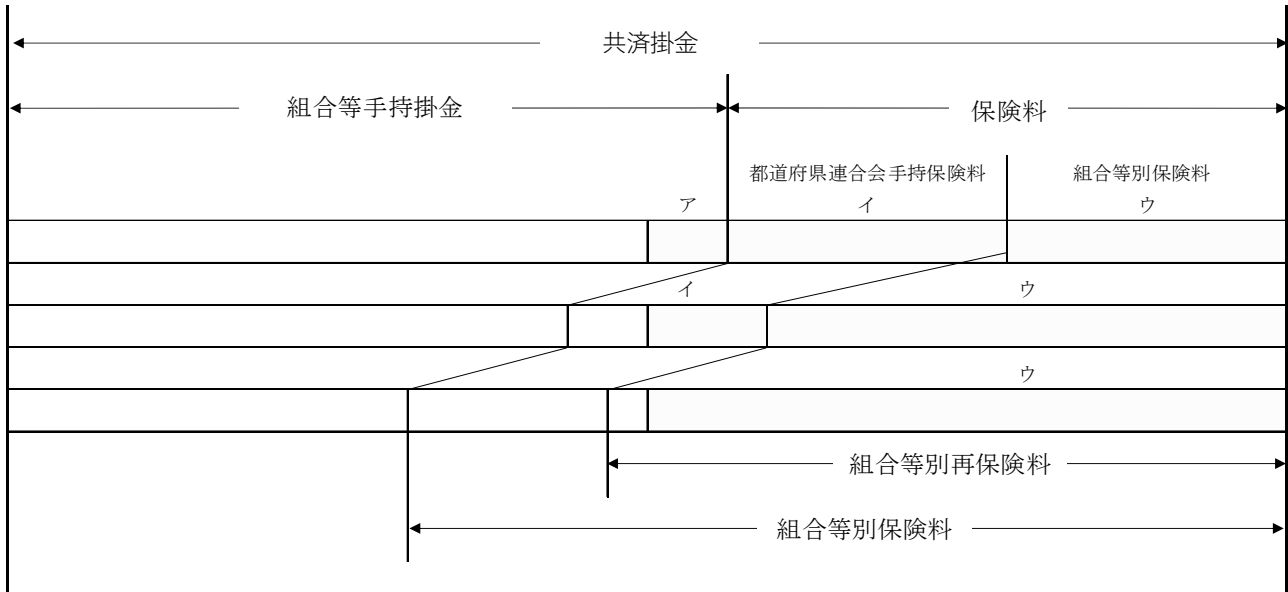
なお、組合等別再保険料が組合等別国庫負担金を超える組合等がある場合は、当該組合等の組合等別再保険料から組合等別国庫負担金を差し引いて得た金額を差し引いて交付する。

ウ 食料安定供給特別会計への計上

組合等別国庫負担金のうち組合等別再保険料（組合等別再保険料＞組合等別国庫負担金の場合は組合等別国庫負担金）を、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

※ウにおいて、2段階制の場合は「組合等別再保険料」を「組合等別保険料」と読み替える。

交付金の概念図（３段階制の場合）



（注）共済掛金のうち網かけ部分……国庫負担額（組合等別国庫負担金）
白地部分……農家負担額

19. 農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除

（1）共済関係の解除

組合員等は、畑作物共済の共済関係の成立後に当該共済目的の収穫期を保険期間に含む農業経営収入保険の保険関係を成立させようとするときは、組合等に申し出るものとし、組合等は、当該保険期間の開始の日の前日付けで共済関係を解除する。

（2）共済掛金・事務費賦課金の払戻し

組合等は(1)による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、共済掛金の全額及び事務費賦課金の一部（月割で計算した額）又は全額を払い戻すものとする。

(参考)

危険段階別共済掛金率の設定・適用について

1 危険段階別共済掛金率の設定（3年ごと）

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、次のとおり設定する。

(1) 組合員等ごとの平均損害率の整理

組合員等ごとの各年の損害率（＝共済金/標準共済掛金）を整理し、直近20年間の平均損害率を計算する。

※標準共済掛金 ＝ 共済金額 × 告示料率

※加入実績のない年の損害率は、平均的な損害率であったとみなして、100%とする。

(2) 危険段階区分の設定

a 危険段階の区分数は、基準となる危険段階区分「0」を中心に上下20区分ずつの合計41区分とする。

b 各危険段階区分に対応する平均損害率の範囲は、危険段階区分「0」の平均損害率を「97.5～102.5%」と置き、5%の幅を基本として、等間隔に設定する。

※平均的な損害率（100%）のおおむね2倍以上の平均損害率を一括りとして、最高位の危険段階区分の平均損害率の範囲とする。

c 各危険段階区分の平均損害率の範囲に応じて、平均損害率が当該範囲に該当する組合員等を、当該危険段階区分に属するものとして整理する。

※新規加入者については、危険段階区分「0」に属するものとする。

d 各危険段階区分の平均損害率の代表値は、平均損害率の範囲の中央値とする。

※最高位の危険段階区分については、当該区分に属する組合員等の平均損害率を当該組合員等ごとの見込共済金額で加重平均して得た率を代表値とする（当該区分に属する組合員等がない場合は、200%を代表値とする。）。

(3) 危険指数の設定

a 各危険段階区分の危険指数を次のとおり設定する。

$$\text{危険指数} = \frac{\text{各危険段階区分の平均損害率の代表値}}{\text{最低位の危険段階区分の平均損害率の代表値}}$$

b 危険指数を次のとおり圧縮する。

(a) 共済掛金標準率に対する最低位の危険段階区分の基準共済掛金率の割合を、5割を超えない範囲内において決定する。

(b) 最高位の危険段階区分の危険指数（Kmaxと呼称する。）を圧縮する倍率を次式により算出する。

$$\text{圧縮する倍率} = \frac{r \times m + (1 - r) \times K_{\max} - 1}{r \times (m - 1)}$$

r : (a) で定めた割合

m : 各危険段階区分の見込共済金額の合計金額により加重平均した危険指数の平均値

c 算出した倍率までKmaxを圧縮し、これに応じて、各危険段階区分の危険指数を次式により圧縮する。

$$\text{圧縮後の危険指数} = (\text{圧縮前の危険指数} - 1) \times \frac{(\text{圧縮後のKmax}) - 1}{(\text{圧縮前のKmax}) - 1} + 1$$

(4) 危険段階別共済掛金率の決定

a 次式により、危険段階区分ごとに基準共済掛金率を算定する。

$$\text{各危険段階区分の基準共済掛金率} = \text{共済掛金標準率} \times \frac{\text{各危険段階区分の圧縮後の危険指数}}{\text{圧縮後の危険指数の平均値}}$$

b 各危険段階区分の基準共済掛金率を下回らない範囲内において、危険段階区分ごとに共済掛金率を決定する。

危険段階別共済掛金率の表（例）

危険段階区分	損害率 (%)		危険指数		危険段階別基準共済掛金率 (%)	危険段階別共済掛金率 (%)
	平均損害率 (*) の範囲	代表値	圧縮前			
20	197.5 ≤	295	236	3.97	17.89	17.89
19	192.5 ≤ * < 197.5	195	156	2.96	13.33	13.33
18	187.5 ≤ * < 192.5	190	152	2.91	13.10	13.10
3	112.5 ≤ * < 117.5	115	92	2.15	9.68	9.68
2	107.5 ≤ * < 112.5	110	88	2.10	9.46	9.46
1	102.5 ≤ * < 107.5	105	84	2.05	9.23	9.23
0	97.5 ≤ * < 102.5	100	80	2.00	9.00	9.00
-1	92.5 ≤ * < 97.5	95	76	1.95	8.77	8.77
-2	87.5 ≤ * < 92.5	90	72	1.90	8.54	8.54
-3	82.5 ≤ * < 87.5	85	68	1.85	8.32	8.32
-18	7.5 ≤ * < 12.5	10	8	1.09	4.90	4.90
-19	2.5 ≤ * < 7.5	5	4	1.04	4.67	4.67
-20	0 ≤ * < 2.5	1.25	1	1.00	4.50	4.50
			平均値			
			80	2.00		

2 共済関係に適用する共済掛金率の判定（毎年）

共済関係ごとに適用する危険段階区分は、組合員等の直近20年間の損害率により、次のとおり判定する。

(1) 組合員等ごとの加重平均損害率の計算

a 組合員等ごとの各年の損害率を1の(1)と同様に整理する。

b aの損害率について、直近年ほど大きくなるウェイトによる加重平均を次のとおり計算する。

(a) 各年の損害率に、次に掲げるウェイトを乗じる。

【ウェイト】

20年前	19年前		12年前	11年前	10年前	9年前		2年前	直近年
5	10		45	50	55	60		95	100

(b) (a)の20年間の合計を、ウェイトの合計である1050で除す。

(2) 危険段階区分の判定及び共済掛金率の適用

毎年、組合員等ごとの加重平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し、その年の共済掛金区分等について対応する共済掛金率を、その年の共済関係に適用する。

※共済金の受取がなければ、危険段階区分は基本1段階ずつ下がる。

(参考)

栽培（掃立）時期（主要県の例）

(1) 農作物

作物名	主 要 県 名			播 種 期	発芽（移植）期	開 花 期	収 穫 期
ばれいしょ	北 福 長崎県 秋植え	海 島 春植え（早） 春植え（普）	道 県	4月下旬～5月中旬	5月下旬～6月上旬	6月上旬～7月下旬	8月下旬～10月中旬
				3月下旬～4月上旬	4月下旬～5月中旬	6月上旬～6月下旬	7月下旬～8月中旬
				1月中旬～2月中旬	3月上旬～4月上旬	4月下旬～5月中旬	5月上旬～6月上旬
				2月下旬～3月上旬	3月下旬～4月中旬	5月上旬～5月中旬	6月上旬～6月下旬
				8月下旬～9月上旬	9月中旬～9月下旬	10月中旬～10月下旬	12月上旬～1月下旬
大 豆	北	海	道	5月中旬～5月下旬	6月上旬～6月中旬	7月下旬～8月上旬	9月下旬～10月中旬
	宮	城	県	5月下旬～7月上旬	6月上旬～7月中旬	8月上旬～8月下旬	10月下旬～11月上旬
	秋	田	県	5月中旬～6月上旬	6月上旬～6月中旬	7月下旬～8月中旬	10月上旬～10月下旬
	山	形	県	5月下旬～6月上旬	6月中旬～6月下旬	8月上旬～8月中旬	10月中旬～11月上旬
	栃	木	県	6月中旬～7月上旬	6月下旬～7月中旬	7月下旬～8月中旬	10月中旬～11月上旬
	新	潟	県	5月下旬～6月中旬	5月下旬～6月中旬	7月下旬～8月上旬	10月上旬～10月中旬
	富	山	県	5月下旬～6月中旬	6月中旬～7月上旬	7月下旬～8月中旬	10月上旬～10月下旬
	福	岡	県	7月上旬～7月下旬	7月中旬～8月上旬	8月中旬～9月上旬	11月上旬～11月中旬
佐	賀	県	7月中旬～7月下旬	7月下旬～8月上旬	9月上旬～9月中旬	11月上旬～11月中旬	
小 豆	北	海	道	5月中旬～5月下旬	6月上旬～6月中旬	7月下旬～8月中旬	9月中旬～9月下旬
いんげん	北海道	{	金 時 類	5月下旬～6月上旬	6月上旬～6月中旬	7月上旬～7月下旬	9月中旬～10月上旬
			手 亡 類	5月中旬～5月下旬	6月上旬～6月中旬	7月上旬～7月下旬	9月下旬～10月上旬
て ん 菜	北	海	道	3月下旬～4月上旬	5月上旬～5月中旬	—	10月中旬～10月下旬
さとうきび	鹿児島県	{	夏 植 え	8月上旬～10月中旬	8月上旬～11月中旬	翌年 11月上旬～1月下旬	12月上旬～4月下旬
			株 出 し	—	2月中旬～5月上旬		11月上旬～2月下旬
			春 植 え	1月中旬～4月中旬	1月下旬～5月上旬	11月上旬～2月下旬	12月上旬～4月下旬
	沖縄県	{	夏 植 え	7月中旬～10月中旬	7月下旬～10月下旬	翌年 11月上旬～1月下旬	12月上旬～4月下旬
			株 出 し	—	1月上旬～5月上旬		11月上旬～3月上旬
			春 植 え	2月上旬～4月下旬	2月中旬～5月下旬	11月上旬～3月上旬	12月下旬～5月下旬
茶 （一番茶）	静	岡	県	12月上旬〔冬芽の生 長停止期〕	3月下旬～4月上旬	—	5月上旬～5月下旬
そ ば	北 福	海 井	道 県	5月上旬～5月下旬	5月中旬～6月上旬	6月上旬～6月下旬	7月中旬～8月中旬
				8月中旬～9月上旬	8月下旬～9月中旬	9月下旬～10月中旬	10月下旬～11月中旬
スイートコーン	北	海	道	4月上旬～6月中旬	4月下旬～7月上旬		8月上旬～10月中旬
たまねぎ	北	海	道	3月上旬～3月下旬	4月下旬～6月上旬		8月上旬～10月中旬
かぼちゃ	北	海	道	4月上旬～6月上旬	5月中旬～7月上旬		7月中旬～10月上旬
ホ ッ プ	岩 山	手 形	県 県	—	4月下旬～5月上旬	7月中旬～7月下旬	8月下旬～9月中旬
				—	4月中旬～4月下旬	6月下旬～7月上旬	8月中旬～8月下旬

(2) 蚕 繭

都 府 県	春 蚕 繭	初 秋 蚕 繭				晩 秋 蚕 繭
	以下の期日以前に 掃き立てたもの	以下の期間に掃き立てたもの				以下の期日以後に 掃き立てたもの
	月 日	月 日 から	月 日 まで	月 日	月 日	月 日
岩 手	6 10	6 11	8 15	8 16		
宮 城	6 15	6 16	8 15	8 16		
山 形	6 20	6 21	7 31	8 1		
福 島	6 15	6 16	8 14	8 15		
栃 木	6 10	6 11	8 10	8 11		
群 馬	6 14	6 15	8 10	8 11		
埼 玉	5 31	6 1	8 3	8 4		
千 葉	5 20	5 21	8 10	8 11		
長 野	6 30	7 1	8 12	8 13		
岐 阜	6 15	6 16	8 5	8 6		
愛 媛	5 31	6 1	8 10	8 11		
熊 本	5 31	6 1	8 19	8 20		

(注) 養蚕統計による。